Reprint of Komyo Banashi(Volume2 Part2)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2012-03-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 江本, 裕[編]
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/139

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



"功名咄』四(中巻ノ下)

今稿に収める中巻ノ下は墨付四十三丁半(二二話)。目録はすべて 之」の署名があるが、探西翁が誰であるかはまだ突きとめていない。 左肩単辺。序文に「元禄八乙亥歳夷則(七月)下旬/哺盡葊記探西翁 細な書誌は完結時に記すとして、本書は片仮名漢字混じり本、三巻 (三巻六冊) のうちの巻中ノ下を底本として翻刻するものである。詳 -○○咄」(例外がある) で統一されている。 (上・中・下)六冊、縦二十五・六糎、横十八・四糎。後補書題簽、 本稿は東京大学史料編纂所・押小路文庫が所蔵する、写本『功名咄』

ち八話欠)、国立国会図書館と学習院大学附属図書館が所蔵する。 報行社刊)が、『功名咄』上巻を絵入りで翻刻し(ただし四八話のう 字混じり)、また、明治四十一年十月刊『功名咄前編』(川口一雄校正・ る祖本があると想定される。他に京都大学附属図書館蔵『武道摭萃録』 同があり、それらを比較するに、三本とも原本とは言えず、三本に遡 部彌兵衞著」とある。三本ともほぼ同内容であるが、細部に若干の異 字混じり本、大洲本は巻下ノ下を欠き、上巻表紙(書題簽下)に「堀 北条文庫と、大洲市立図書館・矢野玄道が蔵する。二本とも片仮名漢 二八三・二八四に、『功名咄』下ノ上・下二冊が収録され(平仮名漢 本『功名咄』は底本の押小路文庫本以外に、金沢大学附属図書館・ 今稿の初稿は井高美妃(本学大学院修士課程修了)が作成し、それ

> る。当初、江本は、本書が別題の先行書の転写ないしは抄出ではない を江本が凡例を作成しつつ校閲した。従って最終的な文責は江本にあ 論に達している。順次翻刻して、読者の判断を待つものである。 かと疑って調査を試みたが、管見の範囲、 独自の武辺咄であるとの結

江

本

裕

編

凡 例

- 六冊)の、中ノ下(四冊目)である。 底本は東京大学史料編纂所・押小路文庫所蔵の『功名咄』(三巻
- 二 翻刻にあたっては原本を忠実に翻字するように努めたが、 便を考慮して、概ね次の方針に従った。 、通読の
- 本文各話で数箇所の段落を設けた(底本・他本とも段落はない)。
- 2 しては、二字空けに統一した。 底本には句読点はないが、私に句読点を施した。なお闕字に関
- 3 される場面には「」を付けた。 本文の中で会話体となっている所、 また心中思惟・格言と見な
- 4 本文右傍には割書(時には左傍)があるが、 〕を付けて区別した。 当該箇所の下に
- 三 漢字について

『功名咄』四(中巻ノ下)

(49)

49 -

- 常用漢字にあるものは原則として現在通行の字体に改めた。
- 「彼」で表記した。
 「彼」で表記した。
 「彼」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。
 「な」で表記した。

 「な」で表記した。

 「な」で表記した。

 「彼」で表記した。
- 3 「篭」と「籠」、「砲」と「炮」は使い分けた。

仮名について

本のままとした。 本のままとした。 ながら場合濁点を付していないが、底

- は、すべて「トキ」・「トモ」・「コト」・「シテ」と開いた。
 2 底本に用いられている合字「片」・「ヒ」・「コ」・「メ」に関して
- 「々」・「~」とした。
- 4 漢字の振り仮名・現代仮名遣いで付した。 おては、底本に付す振り仮名は片仮名で付し、左訓については当該 では、底本に付す振り仮名は片仮名で付し、左訓については当該

五 その他

- 私に訓点を施し、その場合は()をつけた。としたが、一部で付しながら、一部を略する場合がある際には、るが、当時の慣用として付していない場合が多い。原則底本通り」 底本は連続する漢字文字に「レ点・一・二点」を付す場合もあ
- 4 底本に衍字がある場合にはその下部にアステリスクをつけた。

付記 翻刻を許可された東京大学史料編纂所に、深甚な謝意を表し

(50)

功名咄中ノ下目録(便宜、中巻下だけの目録を付す)

下に、私に(1)(2)を付した。)	(同じ題で咄が二つに分けられているものには、一つ書の「一」の	一屋中咄	一笠間殿咄	一岡咄	一 中西咄	一桜井咄	一糟尾咄	一 水野監物殿咄	一 原田咄	一山本文禅咄	一平野咄	一 月心是乗坊叫
	いる。	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	ものには、一つ書の「一」の	蒲生忠三郎殿	屋中安達咄	花義咄	栗原咄	某久弥咄	小神野咄	中川瀬兵衛殿咄	嶋津咄	山中鹿之助咄	堀尾帯刀殿咄	松倉豊後守殿家老哨

— 50 —

此謂欤。 以テ形ニ 泥 コトナカレト云コトヲ可」知。扨又、是棄坊ガ月心 ヲ不」改シテ着タル者ハ、一両人ナラテハナカリシトカヤ。 是ヲ 国中へ触給ヒ、其後一両日ヲ経テ国中ヲ改テ見給ヒケルニ、儒服 二ハ儒者多シ。其故ハ過半儒服ヲ着タリ」ト宣フ。其時荘子曰、 土ニ魯国ト云州有。或時、魯君へ莊子ト云人被参ケル時、「魯国 タル者、 二依テ、死ヲ不」苦故ニ、不」為」臆不(」)為、動転。此故ニ剛強也。 其故ハ、参覚ヲ仕テ掛落ヲ被免程ノ者ハ、第一生死ヲ放ル道理有 落ヲ掛タル武士ニ逢テハ、身ノ毛ヨタツテ怖敷思ト云昔物モ有。 所、如何ナル武士ニモ劣ル間敷者也。去バ、軍陣ニテ鎧ノ上ニ掛 モ恐懼ノ心ナク不¬為¬‹‹›)動転‹‹·)、吾常々修行セシ法問ヲ説破セシ 誠ニ、出家道ニハヤサシキ心繰也。覚有死生ノ境ニ臨テモ、 最此所了得仕結①へ。 **ヲ助シコト、出家ニハ左モ可有。武士ニハ忠少シト云ヘシ。其故** 誅由被仰付テ見給へ」ト云へハ、魯君「最」ト同シ給ヒ、其趣ヲ 「左有ハ国中儒徳ナクシテ儒服ヲ着シタル者ヲハ、忽ニ可」被」為」 公儀ヲ軽クシ自ノ愛ニ依テ敵ヲ助ルコトハ、忠少シト云ヘリ。 半死ヲ放テ討死スルコト、誰ニカ劣リナンヤ。去ハ、唐 然ハトテ、掛落計ニ可」恐ニハ非ズ。掛落ハ形也。武士

①結→給(大・金)

多仕懸テ、若一揆責入ハ可ニ討払」支度也。扨又、家中ノ面々家ヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、一揆ノ奴原嶋原ノ城エ押寄ケルニ、岡本新兵衛ハ追手ロヲシニ、治・一揆ノ東の、松倉長門守殿ハ江戸留守寛永十四丁世歳、肥前嶋原一揆ノ時分、松倉長門守殿ハ江戸留守

ヤウ、 罷出 テ各ヲバ捨殺侍ルソ。夫ヲ恨給フナ」ト云テ、門ヲ開テ追払。扨 易シテ少引色ニ成ケル所ヲ、新兵衛見澄シテ、侍共ニ向テ云ケル 五拾目計ノ鉄炮ヲ揃テ、一揆ノ奴原ヲ討スクメケル故ニ、是ニ擗 共二被、責付、侍ルコト余二無念二侍ル侭、覚ハ申侍ル」ト云ハ、 事,居タリケルニ、若キ者共達テ右ノ意趣ヲ云ケレハ、新兵衛、 責付侍ルコト、余二無念千万二存ル所也。 其時、若キ者共、新兵衛ニ向テ云ケル様、「郷人共ニカヤウニ被 ハ、若キ者トモ云ケレ③ハ「可」漏』御下知」アラサレトモ、郷人 「左有ハ我等ノ下知ヲ御待候」ト云テ、櫓ヨリ二拾目、三拾目、 「扨ハ我等ノ下知ヲ聞給フ間敷欤。左有ハ分別有」ト云タリケレ 揆共ハ以前ニコリテ不寄ト也。 町余迄追テ、早々引入ケルト也。其後ハ、堅ク城ヲ守テ不」出、 一揆ノ奴原一々ニ責付侍ルヘシ」ト云ケレトモ、 「時分ハ善シ。併永追ハ必無用也。永追仕給ハ、、門ヲ閉 願ハ門ヲ被√開侍レ。 不」及:返

ヨリ極月上旬迄、徒ニ数日ヲ送ケルト也。此間ニー揆共有馬ノ古 ・ の別次第」ト有儀也。依之、加勢ヲ不遣ト云リ。去間十月廿六日 ・ の別次第」ト有儀也。依之、加勢ヲ不遣ト云リ。去間十月廿六日 ・ 一揆ヲ責討時、一揆指違テ城ヲ攻ハ可」危コトヲ思テ、徒ニ ・ 一揆ヲ責討時、一揆指違テ城ヲ攻ハ可」危コトヲ思テ、徒ニ ・ 一揆ヲ責討時、一揆指違テ城ヲ攻ハ可」危コトヲ思テ、徒ニ ・ 一揆ヲ責討時、一揆指違テ城ヲ攻ハ可」危コトヲ思テ、徒ニ ・ のコト

(51)

図悪敷ニ依テ、以後公儀ノ首尾悪カリシト云々。城ヲ拵テ楯籠ケルト云リ。彼豊後ニ被居ケル御目付両人ハ、此指

様也。常々智勇ヲ嗜ズンバ覚有時ニハ当惑シテ何事モ不可出。 ヲ門ヲ開追払、早々引入ケルコト功者也。永追セサルモ敵ノ若返 トハ、若一揆ノ奴原思切テ紛入、城内ニ掛火コト有ハ危カルヘシ 岡本新兵衛家中ノ若キ侍共カ「可討出」ト云ケルヲ制シテ不出コ 急二間、敷時分能思附タル物哉。勇智兼備セルコト勿論也。又、 僕従モ無心元ト思テ、家中ノ明家共ヲ為見廻タルコト、誠ニ、角 防コト、古ヨリ名将ノ作略也。次ニ又、地下一揆ナレバ、家中ノ 兵一致ニシテ敵ヲ能防カセント思フ所ニ有。喩ハ、大河有ニ敵地 ケルト也。田中宗鉄カ本城ノ門ヲ閉テ鉾ヲ堀へ投入テ捨ケルコト、 甚シク、智有人ニテ御座在ケル故ニ、家老共ニハ善人ヲ持給セ@ 去ハ、松倉長州ハ言語同断ノ悪人成ケレトモ、親父豊後守殿勇気 搦手モ烈ク責ケルト也。然トモ、委ク不聞。 シ合ルコト、又ハ敵ノ紛キ⑤入ナンコトヲ思可ニ有。誠ニ、善仕 ト思フ所アリ。一揆ノ奴原ヲ鉄炮ニテ討スクメ、引色見ヘケル所 | 軍勢ヲ渡ノ橋ヲ焼落シ、舟筏ヲ切流シテ兵ヲ死地ニ堕入テ敵ヲ 依テ不書。 又

①破→被 (大・金)。②時→侍 (大・金)。③レ→ル (金)。④セ→ヒ

履取也トモ被;仰付,侍レト不」云シテ、肥後へ罷下リ侍ルコトハ 助五郎云ヤウ、「何ト被」成二御意一候テモ、一旦是迄参タリ。 然ニ、其前方上野介殿、平野権平殿対談ノ節、遠州ノ御一族在ハ 聞テ感涙ヲ流テ、「扨々可」申入」様モ無」之御心底哉。上野介様エ 御草履取ニ成トモ被召置侍ハ御奉公可仕」ト云。番ノ侍共此旨ヲ 等儀ハ平野助五郎ト申テ覚有者ニテ侍ルカ、上野介様へ被仰上、 飯田入口ニ番所有テ不入。其時助五郎番ノ侍ニ向テ云ヤウ、「我 左有ハ御横目衆へ可添,,書状,ト有テ、信州飯田へ被」遣。 給ヒケレトモ、助五郎達テ道理ヲ云ケレバ、如何ニモ最至極也。 衆ニ何某殿トテ親類ノ有ケルニ此旨ヲ云ケレバ、此人モ一旦ハ留 義絶也」ト宣ヒケレトモ、不_聞シテ江戸へ下リヌ。扨、御簱本 奉公人ヲ肝煎コト御公儀へ対シ悪シ。是非関東へ下リ侍ハ我等ハ モノ哉。我等次第ニシテ筑紫へ下リ候へ。流人ニ被仰付タル人へ 非;武本意;」ト云。権平殿宣ヒケルハ、「世忰ノ不」云コトソ②云 ヒテ、「不謂コトヲ云物哉。是ヨリ直ニ筑紫へ被」下侍レ」ト也。 無」之ハ、各別御草履取ニ成トモ御奉公可仕」ト云。権平殿聞給 最早主従ノ契約ヲ仕タル上ハ左様ニハ難」成。関東ニ下テ御用ニ 其時、助五郎云ヤウ、「我等儀未夕御目見へヲモ不仕ト云ヘトモ、 宣ケルハ「扨々不仕合者哉。無是非、是ヨリ肥後ニ被」下」ト也。 節、平野権平殿、和州ノ知行所ニ居給フ故、彼地ニ行向テ権平殿 生年十五才二成ケルヲ契約シテ呼上セケル折節、上野介殿如」右 門長子細川氏ニ勤仕シテ、九州肥後ニ在リ。其子ニ助五郎ト云テ、 リ又、舎弟脇坂中務少輔殿へ被\成(m)御預(n)信州飯田へ移給ヒシ。 那須美濃守殿へ被」成「御預、下野国那須ト云所へ被超ケル。夫ヨ 祝亞思召ケルニ依テ、上使ヲ被」遣テスカシ出テ、上野介殿舎弟 有テ、我居城下総ノ佐倉へ引籠給ケル。然レトモ、公儀ニ是不」 万治三桑歳、堀田加賀守殿一男上野介殿、諌言ノ巻物一巻献上 ノ様子ニテ佐倉へ引籠給フ由ヲ、彼助五郎摂州大坂ニテ聞ヌ。其 | 人御越候へ。可;,召抱;ト也。依之、故遠州ノ舎弟平野弥二右衛

則上野介殿へ此旨通達ス。上野介殿、其志ヲ感給フ。乍去、配所 立身シテ其名ヲ改テ平野勘ケ由ト名乗テ、宣シキ役儀ヲ相勤ケル 此段ヲ被ω及;聞召、知行二百石ニテ被;召出,ヌ。其後、次第ニ ヲ非」可;,申上,」ト云テ帰去ヌ。其後、程ヲヘテ本多下総守殿、 此所ヲ了簡シテ被帰侍レト也。助五郎此旨ヲ聞テ、「此上ハ兎角 二成トモ可罷在」ト云テ不去。依之、番ノ侍共モ其志ヲ感信シテ、 不」聞シテハ不」帰シ」ト云。「近所ニテ宿ヲ可」借」ト云ヘトモ、 「惣別法度也」ト云テ宿ヲ不」借。依」之、番所ノ侍ヲ頼、「宿ヲ 人数極リヌ。唯今迄在シ者ヲ放シテ、其方ヲ召遣コトモ難成間、 委細二可;1申達,間、 Ϣ仰付₁被下侍レ」ト云ヘトモ、「此方ヨリ云付ルコトハ不成」 助五郎云ヤウ、「左有ハ御返シヲ承ル内ハ御番所ノ軒ノ下 先御帰侍」ト云トモ不」帰。「其御返事ヲ

操③ト云へシ。其身ハ不及申親ノ心底迄奥深ク被思侍ル。人ノ父、*** コトトモ多カリシト云リ。然ハ、一円二道理ナキ儀ニモ非ト云コ 誠以、上野介殿若サニ其時節ト不」計諌言仕給ヒシニ依テ、其節 是也。誰々モ如」此義ヲ守テ、主人エ可」為」'勤仕」コト勿論也。此 五郎カ義理強ク聞侍ル人ハ、難ニ不」逢ハ其善悪難顕ト云シコト、 養育スルコトヲ姑息ノ愛ト云テ、午ノ子ヲ育ヌルニ、喩テ儒道ニ トシテハ第一以教慈トス。我家ノ道ヲ不ム教シテ、其身ノ心侭ニ 偏二狂人ノ取沙汰二成ケレトモ、以後公儀ノ御仕置等改給ヒシ 権平殿留給ヒシコトハ、公儀ヲ重ク被存所也。依之、一入助 助五郎ガ義ヲ立タルニ依テ、親父迄義理深被思侍ル。

①祝→三本共に「不祝」だが、「よろこばず」と読むべきか。②ソ→ (大・金)。③バセ→ハセ(大)、金はルビなし。

関ヶ原合戦ノ最初、 水野惣兵衛殿ハ参州加里屋ニ居住仕給フ。 然

『功名咄』四

(中巻ノ下)

計『テ西方へ来ハ、知行一万石可」給」由也。依之、加々野柄弥 ヌ。火ヲ為」出ト呼ハル。則火ヲ出シケル。帯刀殿ニ数ヶ所手負 出会給フニ、又其比牢人者ニ加々野柄弥八ト云者アリ。此者モ 八カ討シコト為」不」云分明也ト云々。 方ヨリノ書状アリ。其状ニ曰、「水野惣兵衛・堀尾帯刀両人ノ内 ヘシ」ト也。則取テ来リヌ。如案弥八カ鼻紙袋ノ内ニ石田治部少 刀殿宣ヒケルハ、「弥八カ懐ニ鼻紙袋ヤウノ物有ベシ。取テ参ル 給フヲ、帯刀殿ノ僕従トモ肩ニ掛テ旅宿ニ帰リケルニ、道ニテ帯 衛殿家頼共討取死タリ。其時帯刀殿、 刀殿燈ヲ消、壁ニ添テ立隠テ亡難ヲ避給フ。其内ニ弥八ヲハ惣兵 数ヶ所手ヲ負給フ所ニ、惣兵衛殿家頼共勝手ヨリ出合ケル侭、帯 八刀ヲ抜テ、惣兵衛殿ヲ切ル。帯刀殿モ抜合テ戦給フト云トモ、 有テ惣兵衛殿ト諸事可為評定トテ被為参会ケルニ、其夜ニ入テ弥 ルニ、堀尾帯刀殿ト諸事可い有言評儀」由ニテ、尾州池鯉鮒ニテ 権現様被_掛,|御目,|者也ケレバ、帯刀殿、弥八ヲモ同道 惣兵ヲハ加々野柄弥八ガ討

シニ依テ、以ニ 権現様可」有(□)御疑,コトヲ思出給フコト神妙也。 誠二此帯刀殿数ヶ所手負給フテ、僕従ノ肩ニ被」掛ナカラ、能思 ト云リ。其故二、此時モ隠兵ノ術ヲハ出鈴④フト云リ。 テ隠居テ、給③二ハ忍入ケルニ依テ、堀尾茂助トハ名付ラレタリ ル時、城内ヨリ猿②火ヲ下シテ見ケルニ、堀底ニ有藻ヲ首ニ 被** 忍ノ者ニテ有シト也。其時分、或城郭ヱ忍入ケルトテ、堀ヲ越ケ 又、壁ニ添テ亡難ヲ遁給ヒシコトハ、元来帯刀殿、織田信長公ノ 出給フ物哉。無言智被言思出っず。帯刀殿、 加々野柄ヲ同道有

給→終 (大・金)。④鈴→給 (大・金)。 ①計→討 (大・金)。②猿火→この語未詳→大は悵火、金は猿火。

度ノ覚有武功ノ者ナル由ヲ被」及「聞召」。則彼⑫「召出」ヲリ。 云者アリ。此者牢人ニテ有シカ、元来山中鹿之助カ家頼ニテ、数 堀尾帯刀殿、関ヶ原合戦以後、雲州一国拝領有テ後、 山本文禅ト 扨、

ト云シ。此故二文禅ヲ弥深ミ思ヒケルト云々。ト云シ。此故二文禅ヲ弥深ミ思ヒケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思ヒケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。此故二文禅ヲ弥深・思とケルト云々。

人内ノ重宝也。此旨思量仕給へ。 数度ノ武功有シ上智有兵ナレハ、者ノ頭ニモ成ヌベシ。然ハ、武 数度ノ武功有シ上智有兵ナレハ、者ノ頭ニモ成ヌベシ。然ハ、武 ルニ成ス®へシ。左有バ、不」語ニハ不」然ト思所最也。此文禅ハ ルニ成ス®へシ。左有バ、不」語ニハ不」然ト思所最也。此文禅ハ ルー鹿之助が武功ヲ最初ヨリ謂続ヌル時「扨死期ハ如何」ト尋給 山中鹿之助が武功ヲ最初ヨリ謂続ヌル時「扨死期ハ如何」ト尋給 がテ討死仕タリケレバ、誰カ富士川ニテ臆シタリト云ヤ。去ハ、 別当実盛ハ不、心成、富士川ヨリ逃登ケルコトヲ恥テ、北国篠原ニ 別当実盛カス。去ハ、斎藤

①彼→被(大・金)。②ス→ヌ(大・金)。

被」断思ヒナラメ。去ハ、一生不善ニシテハ活テモ無益、面白カ 去ハ、大兵ノ者、小兵ナル者ヲ 嫚 テ不覚仕ヌル 様 多シ。然ト 戦コトヲ後ニスト云リ。 ヲ求テ討コト最也。軍タチニ九死一生ノ戦ヲスルニモ、 トモニ能仕様ト云へシ。覚有剛強ナル者ヲ討ニハ、何ニテモ其便 ラズト大丈夫心ヲ発シ給へ。又、鹿之助ヲ討シ者ノ武略ハ、両説 ト血気ニテコソ晴久ヲバ殺ケシテ、今此時ニ至ハ、腹ヲ寸々ニ 悲カルラン。此鹿之助モ常々剛強第一ノ者ナレハ、定テ一旦ノ迷 其子孫ニ其積悪ノ名ヲ伝へ、面ヲ穢コト、如何ニ其身ニハ悔シク 所ナルベシ。古今主人ニ有」恨者、任;|血気; 害」生一生ノ間恨思ヒ、 有恨時ハ、所ヲ去ヲン迄ヨ。又ハ、出家遁世コソカヤウノ時能遁 去ハ、主人如何ニ積悪ノ人也トモ云へ、対,,主君,為敵コトナカレ。 被」恥テ礑ト行当後悔セシニ依テ、不」覚涙ヲ流セシト見ヘタリ。 ヲ以テ被メ計ケルニ迷テ、主ノ晴久ヲ奉殺シコトヲ、今此筑前ニ シメヌルコト忠少シト云ヘシ。扨又、此鹿之助、毛利家ヨリ謀略 モ、岡筑前カ云分モ善ニハ非ズ。其故ハ、主人ノ馳走有人ヲ覚恥

延宝ノ初ノ比、越後村上ノ城主、榊原弐部少殿家老ニ、原田権右 者ハ、諸人ノ手本共成者ナレハ、武ノ道ニ不」怠、武芸ヲ好ム時 好ヲ以テ愚トス。出家モ又然ル也ト云ヘリ。殊更人丿 官 タラン 武ノ家ニ生レン者、日夜旦暮ニ身心ヲ責テ以テ善トス。安楽ヲ求 馬ヲ責給フト云リ。名ヲ得タル人ハ、如此割符ヲ合スルカ如ク也。 武ノ家ニ生レン者、何ソ楽ヲ好テ徒ニ身ヲ置、武ノ道ヲ忘テ有ラ 愚ナル、又ハ勇力ナキ男、安楽ヲ好テ徒ニ身ヲ置コトヲ宗トス。 誠ニ、此権左衛門ト云人ハ智勇有人ト見ヘタリ。去ハ、世ノ中ノ 之、榊原ノ家中面々思ヤウ、「諸人武芸ニ怠リ有ニ依テ、覚仕給 シ」ト云バ、権右衛門カ云ヤウ、「吾鑓ヲ稽古スレトモ、 ヲ稽古仕ケル。夫故、 衛門ト云人有。年七十余才也ト云トモ、常二若キ者共ト立交テ鑓 ハ、此原田カ如ク忠モ自ラ其内ニ備へキ者也。此旨思量仕給へ。 ハ、五郎兵衛被云ケルハ「全ク其理ニ非ス。常ニ馬ヲ不」乗ハ、 ヲ残コト何ソ武ノ本意ナラン。去ハ、尾州小野沢五郎兵衛ト云人 ンヤ。武ノ道ヲ忘テ万一珍事出来ン時、万代不易ノ其名字ニ汚名 フ者ナラン」ト云テ**、**老若共二武芸ニ精ヲ出シケルト云々。 十丁ノ道ヲ行ニ不労。此故ニ常ニ不絶稽古ヲ仕侍ル」ト云リ。依 二、身力モ弱リヌ。如此稽古ヲスレバ、自ラ身モ達者ニ成、 ヲ仕上へキト思フ心入ニテモナシ。年老ヌレハ自ラ行歩モ不自由 「最早御年モ善シ。鑓モ能遣給へバ、今ヨリ養老楽ヲモ仕給ヘカ **「年老給ヒテ不」被」謂コト也。若キ者ニ為」乗給ヘカシ」 ト云ケレ** 年老給フテ後モ常々馬ヲ責給ヒシニ依テ、若キ者共ノ云ク、 乗ヌル時、胯スクミテ行歩不自由ナル者也」ト云テ、不」絶 鑓モ能遣覚給ヒシ。然ルニ、或者云ヤウ、 五丁 全ク鑓

⟨一爰ハ可」為」返所"非ス。退給」ト云テ、広野ノ内ハ混引ニ引ケル。諸人、「武蔵殿、何ト返シ給ハスカ」ト云ケレバ、「イヤ者ハ数度有,武功,者也ト云リ。然ルニ或時、嶋津方討負テ敗軍仕永禄・元亀・天正ノ比、九州薩摩武士ニ嶋津武蔵ト云者アリ。此

"功名咄』 四

(中巻ノ下)

ト云々。 見テ勇気有兵共取テ返シケル程ニ、又二・三里カ程追討ニ仕タリ見テ勇気有兵共取テ返シケル程ニ、又二・三里カ程追討ニ仕タリ通シ、追テ来ル敵ヲ待受テ「嶋津武蔵」ト名乗テ鑓ヲ入ル。是ヲル所ニテ、「爰コソ善所ナレ」ト云テ、踏留テ退テ来ル軍勢ヲバル肝ニ、六丁一里ノ道ヲ五・六里退テ ばりばヲ過テ橋ノ有ケ

勘弁仕給へ。

-55

早何モヘハ上意ノ趣申渡侍リヌ」ト宣フ。監物殿、「扨如何様ナ 見合テ退出スト云々。 向後トテモ遅コト侍ルヘシ」ト云ハ、御老中モ兎角ノ儀ヲ不宣。 故ハ、唯今ニモ何コトモ侍ハト存知、 罷出ニモ、「静ニ々」ト下知仕テ、馬ヲ引留々乗テ罷越侍ル。其 テ、「監ハ扨如何云ヘキトカ被」思侍ル」ト宣フ。其時監物被」申 ル儀ニテカ侍ル」ト云ハ、右ノ趣ヲ被仰出ケル。堅物殿傍へ向テ、 **其意())」由ヲ申上ル。然ル所ニ、監物殿モ着座仕給フ。伊豆守殿** 最前御請申シ人々モ是ヲ「最」ト存ラル、顔色也。此故ニ、何モ ト云テ、屋敷ニテ兵狼ヲモ為遣候ヒテ、「腰兵糧ヲ持タルカ」ト 議也。我等常ニモ又今度モ家来トモニ申付侍ルハ、必々急侍ルナ」 ケルハ、「上意ノ趣、先以奉畏侍ヌ。併我等ノ存寄候トハ各別ノ 「扱®如何様ニカ御請ヲハ被仰上侍シ」ト云ハ、伊豆守殿アザ笑 少心易枢機有ケルニ依テ、「何方へ被」参タルゾ。是程ニ待兼最 「扨下々迄皆揃侍ルカ」ト云テ、皆揃テ後、馬ニ乗テ 不」労ヤウニト存侍ル問②

武具ヲ調置、 ヤウニ拵テ指モ備也。 クス」ト云リ。此備ト云ハ、常々ノ嗜ヲ云ト也。刀脇指ヲ様テ思 時二執テノ高名也。去ハ兵書二、「備ハ門ヲ出ルヨリ敵ヲ見ガ如 勇有人ニテコソ有ケメ。覚有時節モ其趣ヲ潔ヨク被云ケルコト、 誠此監物殿ハ、常々軍術ヲモ知了仕、心掛好人也ト云リ。 此旨思量仕給へ。 皆以テ備也。門トハ武家ニ生出ルコトヲ云也。 其外、鑓ヲ稽古シ、弓ヲ射習、鉄炮ヲ打、 其上智 武門

①扱→扨 (大・金)。②問→間 (大・金)。

馬ヲ秘蔵シテ持ケルヲ、スワウト云物ヲ煎シテ常ニ湯洗ヲ仕テ赤 筑前守殿ト毎度戦給フニ、或時、 給フニ、摂州茨木ノ城主ニ和田ノ何某ト云者有。此人常ニ月毛ノ 元亀・天正ノ比、 、染タリ。 故二世人、 織田信長公ノ幕下ニ羽柴筑前守殿、 ノニ、或時、筑前守殿侍共之常ニ誥テ居ケル其時分和多カ染月毛ト云ケルト也。然ルニ 摂州退治仕

> 然所、 リ。此瀬兵衛殿中川家ノ元祖也ト云々。 テ干」今其子孫中川山城守殿ト云テ、豊後岡ニテ七万石ノ領主タ 明智日向守叛逆ノ時分、於山崎大功ヲ顕シヌ。其後、 戦敗軍仕タリトカヤ。是ヨリ瀬兵衛殿次第ニ立身仕給ヌ。其後、 其時、舎弟ノ喜四郎走出テ首ヲ捕ル。敵ノ軍勢是ヲミテ、不及合 先立テ輪ヲ乗廻シ々々押来ル所ヲ、近々ト待受、鉄炮ニテ討落ス。 待ケル所ニ、和田ハ如」毎彼染月毛ニ打乗テ、軍勢ヨリ一・二町 モ敵人数ヲ押来ケル野原、井溝ノ内ニ匍入、柳ノ木陰ニ隠居テ相 織ヲ着シ、鉄炮一挺持テ、喜四郎殿ト云ケル舎弟一人召具シ、毎 ヤスク可討取イワレナシ」ト云テ、目口ヲ引テ笑私語ケルト也。 ガ首ヲ可執者ヲ不↘覚」ト被云ケルト也。其時諸人私語ケルハ 如何ニ」ト諸人云ケルニ、瀬丘被云ケルハ、「明日我ナラデ和田 執テ居給ヒケルカ、是ヲミテ其侭引メクリ取給ヒケレハ、「是ハ キ」ト云テ見居タル所ニ、中川瀬兵衛ト云人、其比知行二百石計 シ」ト云張紙ヲ仕テ置給ヒシヲ、諸人是ヲ見テ「明日誰カ討取へ 座敷ニ、「明日ノ合戦ニ和多ヲ討取タラン者ニハ知行千石宛行へ ノ合戦ノ時分、於柳瀬討死仕給ヒケルト云リ。然トモ、此功ニ依 「扨々笑敷コト哉。瀬兵衛ガ分トシテ彼ノ多勢ヲ持タル和田ヲタ 瀬丘①明ル日未明二具足ヲバ態ト不」為」着、足軽ノ着ル羽 江州志津岳

> > — 56 —

力」シテ討死セシハ不及是非所也。此旨思量仕給へ。 敵猛勢ナレハトテ落散スルハ武ノ道ニ非ス。近キ味方ノ不ト為トi助 ハ、身軽ニ掛引ヲセン為也。 シ®ガ為ニ、張紙ヲハ仕給ヒツラン者欤。又、具足ヲ不着給コト 筑前守殿モ此道理ヲ見付給フニ依テ、家来ノ侍共ノ智ヲ引見給 ル故ニ、張紙ヲミルト被執タル者ナラン。是智謀ニ非スヤ。去ハ、 テ軍勢ニ先達テ来ヲ見テ、我覚仕テ討取ンモノヲト思テイ給ヒケ 大功ヲバ難遂カラン者欤。其故ハ、敵ノ和田ガ常ニ深②月毛ニ乗 誠二此瀬兵衛殿剛強ナル人トミヘタリ。然トモ、 以後、 柳瀬二於テ討死仕給フコトハ、 無」智シテ覚有

ンバ、如此ノ大功ハ難達カラン者欤。此旨思量仕給へ。手二分別有へキ者欤。兎角ニ勇智有テ其所作ニ不」疎者ニアラスノ勝負ノ仕様ヲ聞テ、是ヲ最上是極ト思モ又悪シ。時ト所ト其相ハ、覚有大勢ニハ難成カラン。勇才有勝負ノ仕様ト云へシ。如此誠ニ、此治部左衛門、如何ニ兵法勝テ上手也ト云トモ、其機転悪

テ金子ヲ持テ上方へ登侍ル所ニ、道ニテ盗賊ニ被執ヌ。是ヨリ可ヲ投ヌルソ」ト問ニ、「私十方檀那ヲ勧進仕リ、官ヲ可仕ト存シラ投ヌルソ」ト問ニ、「獲瀬ハ其辺ニハナシ。此方へ来リ侍レ」トニ座頭渡瀬ヲ尋テ何カ仕侍ルソ」ト問ニ、座頭ガ云ヤウ、「何ヲカテ、「深所ヲ尋テ何カ仕侍ルソ」ト問ニ、座頭ガ云ヤウ、「何ヲカテ、「深所ヲ尋テ何カ仕侍ルソ」ト問ニ、座頭ガ云ヤウ、「如何以混ト礫ヲ打ケル侭、越前不審ニ思ヒ、傍ニ立寄云ヤウ、「如何以混ト礫ヲ打ケル尽、越前不審ニ思ヒ、傍ニ立寄云ヤウ、「如何以混ト礫ヲ打ケルニ、何国共知ヌ座頭坊一人、尻ヲカラゲテ河端ヲ上リ下。注

大い、地越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、此越前、猛心計二非ス。慈悲モ有人ト云へシ。彼座頭ヲ助去ハ、物ノ上手ニモ不可至。此旨了得仕給へ。

①成→この文字ナシ (金)。②ヌ→ス (大・金)。③レ→シ (大・金)。

兵法ニテ附ル時ハ、何時モ此心持成ヘシ」ト得心シテ、附位ヲ得 (57) 仕テ何ノ造作モナク、スラノヘト渡越ス。霞之助是ヲ見テ、「我 け懸ケルニ、彼座頭我持タル杖ヲ彼橋ノ一方へ押当、是ヲ定木ト野辺へ出ケルニ、座頭通リケルカ、堀ニ一本橋ノ掛テ有ケル所ニ 野力附位ト云テ、附ルコト得物也ト云リ。然ルニ此霞之助、或時霞カ附位ト云テ、附ルコト得物也ト云リ。是モ剣術上手也。殊ニ 櫻井大隅カ次男、櫻井霞之助ト云者アリ。是モ剣術上手也。殊ニ

道仕タリト云々。

①ノの字ナシ(金)。 ①ノの字ナシ(金)。 ①ノの字ナシ(金)。 ①ノの字ナシ(金)。

寛永ノ比、 固ノ者共、 也 為見物、猿沢ノ池ノ端ニ赴ク。然ルニ又、薪ノ能ニハ衆徒ハ 扨、今一人ノ男ハ、何国共不知逐電ス。然ルニ、彼若衆草履取 タル間、「是ハ定テ郡山侍ニテ可有」ト、興ヲ覚ケルト云リ。 掛ケルヲ、「推参者打殺」ナド云テ、ハタ々ト討殺テ後ニ見ケレ 共不思シテ編笠ヲ不脱、不知躰ニテ編笠ヲキテ在シニ、後ニハ警 太刀ヲ帯、カネノ欙ト云テ、歯ノ一ツアル欙ヲハキテ立テ見物 ゾ」ト云テ、上ニ紺ノ木綿着物ヲ着セ、大脇指計ニ編笠ヲ着、両 ケル若輩者、 計ナル家中ノ侍ノ子、見物仕度由ヲ云ケルニ、又、知行五百石取 二見物ニ参ルコト法度ト被仰付タリ。然所ニ、其比年齢十七・八 其間五十町有ケルト也。 ハ、上二ハ紺ノ木綿着物ヲ着タレトモ、下ニハシユスノ小袖ヲ着 三度モ制シケレトモ、元来忍ケル故カ、忍ケレトモ実カ侍故、何 少モ無礼成コトヲセズ。夫故彼者共ニモ「編笠ヲ取候へ」ト二・ ス。一乗院御門跡モ御見物也。奉行中ノ坊左近殿モ警固仕給フ故、 人如此シテ薪ノ能 「採燈ノ為トテ奈良ノ町屋一軒ヨリ薪一把ツ、取タルユへ薪ノ能ト云 其編笠打破レサ①ト怒テ来ケレハ、彼若衆脇指ニ手ヲ 和州郡山ニハ松平下総守殿在城也。 右ノ若衆ト衆道ノ 因 有二迷テ、「我見物サセンズル 扨、奈良ニ薪ノ能有ケル節、郡山ノ侍共

> 計勝負ヲ計兼テ不得進ト云リ。 取タリ。勿論十文字ヲモ分捕ニ仕タリ。 何ノ造作モナク討伏タリ。「扨是ハ大事ニ成ヘシ」ト、上ヲ下エ 郡山ニ走帰テ、此由親ニ告タリケレハ、親モ此コトヲ聞テ兎角ノ 二引付可働」ト云テ、折敷テ胴勢ヲ待居タリ。奈良方ハ四・五千 右衛門年上ナル間、「深入スナ。今ニ郡山ノ者共大勢可来間、跡 テ行トテ木ノ枝ニ引掛、周章フタメク所ヲ突殺ヌ。 法蔵院カ道具持、 最早大形引払、一人ヲクレテ行者ヲ安右衛門突伏タリ。 此両人不負不劣互ニ詞ヲ替シ馳行。猿沢ノ池ノ端ニ馳着タルトキ、 行ニテ走行。堀部安右衛門ト云者、馬ニテ直鑓ヲ持テ馳行ケルニ、 先ニト馳着ケル。其内、南條左平次ト云中小性、十文字ヲ持、 ト騒動シ、春日山ニ引籠ラントス。郡山ニテハ、此コトヲ聞テ我 分別ニモ不及、 奈良ニ走着、 **鞘二日月ヲ画タル十文字ヲカツキ、跡ニヲクレ** 警固ノ者ニ討テ掛ケル所ヲ大勢寄テ、 左平次ハ猶進ケルヲ、安 扨、両人首ヲ 左平次ハ

益コト也。是非々」ト奉留。依之、郡山静リケルト云リ。扨、其定テ討テ出シ侍ルヘキナレハ、御身代ニ御替有テ討破給シ②モ無ヨリ御咎メヲハ如何仕給フヘキ。喧嘩ノコトナレハ、其相手ヲハヲ以テ奈良ヲ討破給ハンハ最易カルヘキナレトモ、乍去以後公儀扨、下総守殿御前ニ来テ云ヤウ、「御立腹ハ去コト也。殿ノ御勢

扨又「法蔵院カ被執十文字ヲ返テ給侍レ」ト下総守殿へ訴詔申ケ 堀部安右衛門ハ本知行二百五十石ニテ有シニ、百五十石ノ加増ニ 其上、奈良ヨリノ仕方ニ依テ五日・十日過テモ如何様ニモ可成コ 叶者欤。扨又、久弥カ諌言最至極也。其比、下総守殿ハ未二十四・ 注進有ケルヲ御聞届、城ヲ明テ帰陳仕給ヒシト云リ。此道理ニ能 ルコトハ、武ノ道ニ非ス」ト御意有テ去給ハズ。其後、 必定ナラハ味方ヨリ注進アルヘシ。味方ヨリ不告来以前ニ落散ス 由ヲ云ケレトモ リ告知セタリ。然ルニ、諸人皆大高ノ城ヲ明テ参州ニ帰陳スヘキ 方ニ水野何某ト云テ 桶破間ト去所ニテ討死仕給ヒ、今川方委③ク敗軍ノ由、信長公ノ 也」ト云シコト最殊勝也。 院御門跡ヨリ可引返由被仰下ケルニ「大将ノ下知ナクシテ不帰法 誠ニ、此左平次・安右衛門カ働、 猶以奈良ノ町ヲ遊行ニハ彼日月ヲ画タル十文字ヲ為持テ廻リケル 働ノ証拠ナルニ依テ返コト不成」ト云テ、終ニ不返。其以後ハ、 レハ「南條ニ可言」ト也。其段左平次ニ云ケレハ、「奈良ニテノ テ四百石二被成ケルヲ不足二思ヒ、以後暇ヲ乞テ立退ケルト云リ。 トナレバ、緩々トコトヲハ可行者也。其上、大行不顧細謹④ト云 五才ノ殿ニテ有シト也。左有ハ血気盛ニテ此コトキ有シコト最也。 二、今川義元ノ幕下ニテ尾州大高ノ城ニ楯籠給ヒシニ、大将義元 ト云リ。依之、法蔵院気ノ毒ニ思ケレトモ、可為様ナシト云々。 逐電仕タル男ノ知行五百石ヲ南條左平次ニ被下ケルト云リ。 権現様被成御意ケルハ「我伯父ナカラ敵也。 権現様母方ノ伯父也ケルカ、其人ノ方ヨ 権現様未元康ト奉申十九歳ノ御時 時ニ相応ト云へシ。扨又、一乗 味方ヨリ

「悉」であるべきか。④謹→三本とも共通するが、「瑾」とあるべきか。

近来、美作国主元祖森美作守殿、官位中将ニ経上給ヒケルニ依テ、 森中将殿ト云シト也。 ハ、久弥カ諌言忠第一ト云ヘシ。此旨一々思量仕給へ。 ①サ→ナ(大・金)。②シ→ン(大・金)。③委→三本とも共通するが、 然ルニ、近習ノ侍ニ中西又右衛門ト云者有。

奥ヨリ刀ヲ抜テ出ケルニ、各務五左衛門ト云者、討テ掛ント仕ケ 侭、可参由被仰付、跡ョリ侍五人被遣ケルト也。此者共ハ台所口 中西ヲ右四人者共ニ謂付レトモ、剛強者、其上子共モ多間無心元 ルニ、其年生ケル男子ヲ乳母カ懐ニ抱テ、何国トモ不知逐電仕タ ヲ突、「我ラノ手柄ヲ御覧アレ」ト云所ヲ、討留タリト云リ。然 込タリ。五左衛門ハ倒テ死ス。然ルニ、若輩者故、続テモ不働刀 付ケルヲ、モキ放サントセシ間ニ、三男右ノ肩先ヨリ乳ノ下迄討 ル所ヲ普代ノ下女、兄弟喧嘩ノ①ト心得テ、五左衛門カ後ヨリ抱 ヨリ入ケルニ、次男ヲハ台ニテ討留ケルニ、三男十三才成ケルカ ルヲ、討留ケルト云リ。又其節、中将殿ニハ他所へ出給ヒケルカ、 リ両手ヲ執テ、 叩 テ指殺ケルト也。一男ハ長刀ノ鞘ヲ脱テ出ケ ルトテ、折節冬ノコトニテ、コタツニ火ヲ置当リケルヲ、双方ヨ 無油断男也ケレトモ、入魂者共也ケル故ニ、吾居間ニテ物語仕ケ 者共四人ニ被仰付、「何トソ以謀可討」ト也。故ニ又右衛門、常々 於作州此又右衛門、剛勢者ノ常々油断ナキ男成ニ依テ、親キ知音 兎角ノ儀ヲ不宣、国本へ可参由被仰付、作州へ登リケル。以後、 差ト仕タルコトヲ宣フ物哉」ト云ケル。 爱迄ノ内ニテ可謂違侍。為御年老給テ、耳カ聞エ給ハサル侭、無 ケルニ、中将殿「如何被思召ケン、余ノ者ヲ被召、 此者江戸取次役ヲ仕ケルニ、黒田筑前守殿ヨリ使者有ケルヲ取次 由被仰付ケル。又右衛門於次間云ケルヤウ、「何玄関ヨリ 中将殿聞給ヒケレトモ、 彼口上ヲ聞テ

ケルニ依テ、逃去ケルト云リ。扨中将殿、「吾覚可討ト恨ミ思フ 追カケ討留ント仕ケルニ、中将殿、「世忰也。其侭可指置」②宣ヒ 危カリケルコトトモ也。扨、其脇指ヲ突走去ケルヲ、供ノ侍トモ モタレテ居給ケレハ、小袖ヲ突通シ、懐ノ鼻紙ノ間へ突込タリ。 ル脇指ヲ以テ突。然トモ、中将殿運ヤ強カリケン、折節駕ノ後へ ヨリカ来ケン、十二・三計ナル童、中将殿ヲ駕越ニ一尺三寸有ケ 其後十三年ヲ経テ以後、中将殿遠州浜松ヲ通リ給ヒケル節、 何国

(59)

世二多シ。此段、中将殿ノ短慮ト云へシ。又、中西カ事、 スンハ、駕ノ傍エモ難寄カラン者欤。壮年ノ人ニハ不足トモ可云 ルコト、若輩者ニハ殊勝成志也。大名ト云、幼雉成者、能々思入 遠州浜松ニテ中将殿ノ駕ニテ通リ給ヒケルヲ、窺寄テ駕越ニ突ケ 軽鼡不発機」ト有時ハ、大将タル人ノ覚有少計ノ怒ヲ報給フコト 又右衛門ヲ討給シコトハ弥以悪レ③。去ハ古語ニ、「千金砮ハ為 シテ、以後見苦敷思事有ハ、暇ヲ乞テ家ヲ去ンニハ不如。中将殿、 ラスト云トモ、臣以テ臣タラズンハ有ヘカラスト有時ハ、先堪忍 武士ハ一言ノ情ニ依テ命ヲモ捨、一言ノ恨ニ依テ心ヲ変スル様シ、 誠ニ、此中将殿、主従ノ情ヲ知給ハヽ、何カ度モ被御聞直、又右 ケレトモ、身不肖ニテ不叶内ニ、中将殿ハ逝去仕給ケルト云々。 其以後ノ説ニ、被乳母カ懐ニ抱テ逃シ子也ケルカ、其後モ志ハ有 二不立兼器量也。然ハ弥被」掛」情、将ノ謀略トモ可云欤。 衛門兎角可云ヤウナシ。又、此又右衛門剛強者ナレハ、万一御用 へキ者ヲ不覚。大形中西又右衛門カ子ニテ可有」ト宣ヒケルト也。 小器ノ至也。扨又、其節乳母カ懐ニ入テ逐電仕タル幼子、以後、 君々タ 去ハ、

武士ヲ数多味方ニ持給フヘキ者ヲ、残多シ。去ハ、甲斐ノ信玄ノ 侭可指置」ト宣ヒシコト、情有テ大器ニ聞侍ル。アハレ此仁愛初 感信シテ「何ニテモ所望ナルコトモ有ハ可云」ト也。 却テ豫譲ヲ搦取テ己ニ成敗セントセシカ、余ニ其志ノ深切ナルヲ 去ハ、震旦二豫譲ト云者、主人ノ敵ヲネラヒケルニ、敵是ヲ聞付、 伝侍レハ、右幼子モ志ヲハ少ハ達シタルヤウニ被思侍ル。又、 コトナシ」ト云テ、被為殺害ケルト云リ。是ヲ誉テ今ノ世迄モ云 吾懐中ヨリ小剣ヲ抜出シ、彼小袖ヲ混突ニ突通シ、 ヤウ、「何ノ所望モ不侍。但御召ノ小袖一ツ申請度」由ヲ云。「夫 |御坐有テ、又右衛門一家ノ者トモヲ助置給フ者ナラハ、剛強ノ 、武士、彼世忰ヲ追駈討留ントセシヲ、中将殿、「若輩者也。其 何ヨリ以テ安キコト也」ト云テ為得ケレハ、 若輩者ニハ志ヲ達タリト可云。 かた 辱けれる し、 「最早思残ス 其時豫讓云 トテ請取、 供

シコト、最トコソ被思当侍ル。此旨能々勘弁仕給へ。詠歌ニ「人ハ城人ハ石垣人ハ堀「情ハ味方油断剛敵」ト詠シ給ヒ

① $J \rightarrow$ この字なし(金)。②三本共通するが、「ト」が入るべきか。③ $V \rightarrow$ シ(大・金)。

関ヶ原御合戦以後、 渡ケルト云々。 ク所ヲ、善斉大指ニ聢ト喰付強ク組留テ、跡ヨリ追テ来ル者共へ ト志テ、彼善斉カ脇下ヲ走通ル所ヲ、善斉混ト組。彼者被組テ働 云ニ、此喧嘩仕タル者コレヲ聞テ、「真直ニ栗原カ家ニ走込ヘキ」 地覆ニ立テ「誰ニテモアレ善斉カ家エ駈込カシ。助ヘキ者ヲ」ト 走来ル。跡ヨリ四・五人「遁ス間敷」トテ追テ来ル。善斉ハ門ノ テ上下ヲ見居タル所ニ、喧嘩ニテ人ヲ討タルト見テ、血刀打振テ 隠居楽人ニテ世ヲ渡リケルト也。然ルニ、或時此善斉、我門ニ出 二家業ヲ譲テ其身ハ法体シ、 栗原善兵衛ト云者モ被召連テ越州ニ経歳ケルト也。 比名ヲ被知タル程ノ武士ハ、大形越前へ被召連ケルト也。 越前一国ヲ結城秀康へ被進シ節、 栗原善斎ト云テ、刀脇指ヲモ不指、 此者後二男子 関東ニテ其 其内ニ、 60 —

数奇二ハ寄コトナレトモ、吾ハ隠居仕タリトモ、腕二叶如ナル刀となっく。又、兵法不知者一人・二人計来ルトキハ、此扇子ニテ証が、今思テ見ルニ、彼者ヲ跡ヨリ四・五人追駈来ル上ハ、迚モ不誠可と。最早可難助ト思量仕テ、謀テ組留ケル者欤。去ラハ、心病子のよれ、。最早可難助ト思量仕テ、謀テ組留ケル者欤。法トモ、其身が、今思テ見ルニ、彼者ヲ跡ヨリ四・五人追駈来ル上ハ、迚モ不誠っと、此栗原ノ武功者也トハ為申トモ、即時ニ能謀テ組留ヌル者誠ニ、此栗原ノ武功者也トハ為申トモ、即時ニ能謀テ組留ヌル者

武家ノ刀剣以テ同シ。此旨思量シ給へ。脇指ヲ一生ノ間、不」可」放」身ト思フ所也。譬ハ、出家ノ珠数、

「能」の右傍下に「カ」か(底本)、ニハ(大)、ス(金)。

テ備前ノ少将殿エ在附ケルト云々。 知音ノ衆有へシ。其人ニ御頼アレカシ」ト辞退シテ不為ト也。 暮シケルト云へリ。扨介斮ヲ六兵衛ニ頼ケルニ「常々御親ミノ御 テ有シカ、六兵衛ト終日誹諧ナト仕テ、句ノ善悪ヲ吟味シテ、日 シ時迄、種々馳走仕ケルト也。彼走込ケル者ハ、常々誹諧数奇ニ ニヨシミモナシ。好モ無之者ヲ隠シ侍ルモ不忠也」ト云テ、和睦 御坐在ヨ」ト云。其時、早跡ヨリ鑓長刀ニテ追駈来。六兵衛カ門 ル。隠テ給候へ」ト云。六兵衛云ヤウ、「左有其綴蘿ノ陰ニ御隠 テ問ニ、彼者云ヤウ、「我ハ何ノ何某ト申者也。人ヲ討テ立退侍 如何様ノ儀ニテカ、我ラ方へハ御出侍ルソ」ト云。「結句用心セ 兵衛眼ヲ開見レハ、何者トハ不知、血刀提テ大息ツキテイタリ。 新参二被召出ケル節、宿二畫③寝シテイタル所エ、人一人来。六 万治・寛文ノ比、岡六兵衛ト云者、出雲ノ国主、松平出羽守殿エ 六兵衛此事ヲ兎角気ノ毒ニヤ思ケン。暇ヲ乞、牢人仕ケルカ、頓 ニテ切腹ノ砌迄、彼是ト句ノ吟味シテ切腹セシト云ヘリ。其後、 者寺エ行ニモ六兵衛駕ノ傍ニ附テ行シ。彼者辞世ヲ仕ケルカ、寺 ニテ出シヌル筈ニシテ、彼者ニモ其段云聞セ、其夜寺ニテ切腹セ モ最至極也。出シテ給レ」ト云ハ、六兵衛、「吾新参者ナレハ誰 左ヤウニ剛儀ニテハ出スマジ」ト云。其時、追手侍共、「如何ニ ト云。其時、六兵衛云ヤウ、「吾ハ新参者ニテ誰ヲ誰トモ不知。 ト云ハ、「何ノ何某ト云者、人ヲ討テ是へ走込タリ。出シ給へ」 ヲ脱出向、「是何事ニテ侍ルソ。夥敷体也。如何様ノ儀ニテ侍ル」 ハ悪カリナン」ト思ヒ、起様ニ吾脇指ヲ足ニテ遠ク押ヤリ、起直 六兵衛少モ不騒、「其方ニハ誰ニテ渡リ侍ルゾ。我等ハ見知不侍。 ノ内へ入、「是エ走込タリ。可出」ト也。其時、六兵衛モ鑓ノ鞘 彼

> 云ハトテ一概ニハ定ヘカラス。其所ヲ能々了得仕給へ。 者、夫程ノ痛ミニハナケレトモ、其恥辱ヲ為 雪 失一命、是日本 横難不運ト思定テ事ヲ執行へキ者也。武士タル者、 ハンハ不知、不可出ハト思フ所也。是等誠ニ武士ニ生レタル者、 スヘカラス。万一公儀ヨリ其身ヲ召捕テ、跡ヲ闕所有テ引出シ給 彼者ハ定テ何方エソ退行ナン侭、急テ追駈給ヘカシ」ト云テ、出 覚有迷惑ナルコト各ニモ御了簡侍レ。侍ニ恥辱ヲアタエ給ンヨリ、 免有、一命ノ限ハ不可罷成。近比ナル横難出来クル者哉。扨々、 為居モ所ヲ、剛儀ニサカサレケルト云ハ、猶以可為恥辱。是モ御 自然、追手ノ者トモ、「左アラハ屋サカシセン」ト云コト有ハ、 等所エハ不来者ヲ何トシテ可出ヤウヤ有」②云放シテ構ヘカラス。 タリトモ、武士ノ作法ナレハ一命ノ限ハ出ス間敷ニ、「素ヨリ我 辱トス。今是ヲ思テ見侍ルニ、万一此六兵衛カ如ク人走込タル時 タル者ノ家エ走込メル者、五逆罪ノ者ハ不知、出シヌルコトヲ恥 利口者ノスル業ト可知。去ハ、不知、唐土、我朝ニハ昔ヨリ武士 ン。乍去、武士ノ本意ヲ不知ト云ヘシ。去ハ、如此働ヲハ当世ノ 誠二、此六兵衛モ能シタリ。是程ニモ大形首尾ヲ合スル者希ナラ ノ武士ノ定法也。走込モ是ニ等キコト也ト思量仕給へ。但シ、覚 「我等所ニ不穏置、証拠ニ見セ申度コトナレトモ、走込タル者不 ハ不来」ト云テ争へシ。譬「見タリ」ト云者有共、去ハ必定走込 ハ、跡ヨリ追駈来ル者ニ出向、何ト走込タリト云トモ「我等所エ 頭ヲ被討タル

①畫→晝 (大)、昼 (金)。②「有」の下に「ト」(金)。

へ廻り給へ」ト云テ、陰エ引廻シ様子"聞テ、吾草履取ヲ付テ、 (61)が人ヲ討テ参タル。隠シテ給候へ」ト云。外記、「左有ハ小玄関)其時外記立向テ、「何者ニテ侍ル」ト問ニ、「吾ハ何某ノ家来ナル近所ノ大名衆ノ家来喧嘩ニテ人ヲ討テ、加賀守殿玄関エ走込タリ。 彼召出タリ。然ルニ外記、五・三日過テ御広間番ヲ相勤ケルニ、寛永・正保ノ比ヲヒ、堀田加賀守殿エ花義外記ト云者ニ④新参ニ

"功名咄』四(中巻ノ下)

介殿ノ帰ヲ待居タリ。外記此段ヲ礑ト思出シ、「御駕陸奥守殿へ」続ントテ一人出、二人出シ程ニ、後ニハ五・六十人ニ成テ、上野 ル者共ハ皆交代シテ、唯今一人モ不居」待③。屋敷ニ罷帰テ兎角 二上野介ヲ待懸テ五・六十人居給ト見ヘタリ。上野介今朝召連タ 記モ座席へ入テ家老ニ対面シテ、四方山ノ物語及数刻、外記云ヤ 門前ヲ通リ侍ル侭、御見舞申入侍ル」ト云。其比、加賀守殿全盛 突落タル意恨ヲ散セント一人出ケレハ、傍輩ノ者共是ヲ間②テ見 伊達殿ノ歩行ノ者涼ミテイケルヲ、上野介殿先供ノ歩行ノ者突当 此外記モ御供ニ参ルニ、比ハ夏ニテ伊達陸奥守殿近所ノ橋ノ上ニ、 然ルニ、上野介殿、未若年時分、何方へ哉覧、被成御見舞ケル節、 召上、次第二立身仕テ、後二ハ御子息上野介殿御護ニ被附ケル。 シ。年経テコソ此様子ヲ諸人聞シト也。此故ニ、加賀守殿懇ニ被 加賀守殿へハ申上ケルト也。此故ニ、加賀守殿屋敷ニモ其沙汰ナ 所ノ儀也。何レニ隠シ置侍ルヘキ」ト云。是非云々。「御門エ走 当屋敷エハ参不侍。常々加賀守無御如在御間ト申シ、殊ニハ御近 タリ。被成御出被下候へ」ト也。其時、外記出向、「左様ノ者、 ル。然ルニ、彼大名衆ヨリ使者ヲ以テ、「我等ノ家来人ヲ討テ参 吾多門エ遣シ、則吾駕ニ乗テ、加賀守殿御城下総州佐倉へ遣シケ レハ、家老ノ者驚テ「其迄モ不待®、扨々、上野介様エ慮外千万 御近所ノ橋ヲ上野介通リ侍ル節、御家来衆ト見ヘタル仁ヲ、先供 ト云テ、外記、伊達殿玄関へ行向テ、「堀田上野介ニテ侍ル。御 又彼橋ヲ通帰給ハンハ、陸奥守殿ノ前ヲ通給ヒシニ、彼歩行者被 テ、橋ノ下へ突落タリ。然ルニ、兎角ノ沙汰ナク先エ御見舞有テ、 左様ナル者ハ参不侍」ト返答ス。此走込ヲ相番ノ者モ不知ト也。 込侍ルト云へトモ、私儀ハ今朝ヨリ当番ニテ此玄関ニ罷在侍ルカ、 、者突当テ川エ落給ヒタリ。其意恨ヲ散セントヤ被思ケン。彼橋 、時分ナレハ、「是何故ニカ見舞給ラン」トテ、饗応給ヒシ。外 御相談ヲハ可仕間、 「扨、只今上野介是へ御見舞申上ル儀、別ノ儀ニ非ス。今朝 先々彼衆何モ御呼入給リ候ヒカシ」ト頼ケ

誠、智ハ万代ノ宝トハ加様ノコトヲヤ可申。此段能々腹ニ味テ勘礼ヲ云、上野介殿御供仕テ帰ヌト云々。居不侍。不被成気遣、被成御帰候様ニ被仰上侍」ト云ハ、外記一ヲ申付、早々呼入サ⑤ルト也。扨、家老ノ者云ヤウ「最早一人モナル義、悪キ奴原哉。陸奥守家侍ハ安躰ナル義ハ侍シ」ト云テ侍

①ニ→ヲ(大・金)。②間→聞(大・金)。③待→侍(大・金)。

弁シ給へ。

第7誉有シ者也。以後二、大坂秀頼公エ被召出、大坂二龍城シテ討死セシト云伝リ)田野村信夕り。増古方ハ、都宮村ノ取出ヲ預ケル加藤大隅〔此太陽親子共、武門方橋本村ノ取出ヲ預ケル屋中玄番〔此玄番モ数度ノ夏功有テ近国ニ名ヲアラシ侍共、雑兵八百計ヲ卒シ、茶臼山ノ麓ニ矢原ノ足入ヲ前ニ当テシ侍共、雑兵八百計ヲ卒シ、茶臼山ノ麓ニ矢原ノ足入ヲ前ニ当テシ持共、難雄互ニ難分。然ルニ、此ハ五月廿五日ニ、笠該割書は「金」にはナシ。

①「コ」の字なし (大・金)。②ヌ→ス (大)。③搐→構 (大)、なお、

、取出ヲ預ケル加藤大内蔵ト云者〔但シ是ハ右ノ大隅ヵ子也〕、

両人近辺

|芋ニ朮タリ。| | 味方ヲ相催シテ、雑兵二千計、是モ彼足入ヲ前ニ当テ飯田村ノ

物ト見へタリ。只今合戦ヲ初侍ル。怪我モ有へシ。 過 シテ此方加藤大隅、笠間勢ノ後見物ノ中エ人ヲ廻シテ云セケルハ、「皆見 成テ平次畷引退ケルニ、笠間勢爰ニテ被討者不知数也。 打ニ打テ追遣ケレハ、「平次縄手」ト云テ、八・九町有ケル縄手 中ニツカンテ指挙、我馬ニ奉乗、 ケン、馬放シ給ヒ、真中村ノ井溝ノ山際ニ有ケル中ニ、只匍廻給 男十六才成給ヒケルヲ、中郡境ノ大将分ニ越給シ。殿如何仕給ヒ 郎、馬ヲ乗廻々引乗ケルニ、其比根小屋ノ殿ト云、笠間殿ノ御次 捕ケルト云リ。孫八郎ハ爰ニテ先エ退ケル故、不知之ト也。孫八 ン、尋ケレトモ不逢ト也。然ルニ、和尚塚ト云塚ノ陰ニ仁平因幡 追来ル敵ヲ三度迄馬ヲ入テ乗刻。扨孫八郎カコトヲ無心元ヤ思ケ 中玄藩・同孫八郎、味方ヲ下知シ馬ニテ乗廻々引退ケルニ、玄藩 諸兵ヲ折敷セ、鑓ヲハ合ケレトモ、タマリモナク被突立ケル。屋 テ引ケルニ気ヲクレシテ、雑人共モ端々引ケルヲ、玄藩・孫八郎 出シテ、彼積悪ノ地ヲ押越テ掛ケルニ、笠間方見物ノ者ノ大勢崩 ゲニ混ト是武者ヲ見居タル所ニ、茶臼山ニ赤吹抜ヲ出タリ。此時、 南ノ山鼻へフラ〜〜ト廻シケルヲ、笠間方ニハ是ヲ不審シ、疑シ 笠間勢ノ跡、出家・町人為見物トテ大勢出ケルト也。又増古方ヨ 振シ、簱本勢不続ハ赤キ吹抜ヲ出ト、兼テ約諾シテケル。然ルニ 然ルニ、加藤カ謀ニ、兼テ茶臼山ノ後ハ岩瀬村ト云テ増古領ナレ フカ如ニテ居給ヒケルヲ、孫八郎是ヲ見テ頓テ馬ヨリ飛テ下リ、 ハ右ノ端ニ立、大内蔵左ノ端ニ立テ、軍勢ヲ下知仕、ヱイヤ声ヲ ヲ恨ヘカラズ」ト云遣シケルニ依テ、一度ニ崩テ退ケルニ、大隅 ハ、相図ノ武見ヲ上ケ置。笠間方簱本勢ツ、カハ、黄ナル吹抜ヲ ·時ノ計略ニ、 流 星ノ指物ヲ指タル武者一騎、何ノ用トモナク ヲ、真直ニ笠間ノ方へ退給ケルト也。其®ヨリ孫八郎ハ歩立ニ 、同源七郎ト云者、兄弟隠居テ玄藩ヲ鑓ニテ突落シ、首ヲ 帯太刀ヲ抜テ、馬ノサンズヲ混 孫八郎モ

也。

立い、衛の引退ケルト云リ。然トモ、孫八郎カ功ニ依テ、衛有ノ命助リ、衛の引退ケルト云リ。然トモ、孫ノ名ヲ御付被成、屋根小屋ノ殿ヲ助奉リシコト莫大也。依之、親ノ名ヲ御付被成、屋和屋ノ殿ヲ助奉リシコト莫大也。依之、親ノ名ヲ御付被成、屋和屋ノ殿ヲ助奉リシコト莫大也。依之、親ノ名ヲ御付被成、屋の一種ノのののののでは、

ハ甥、 角有所二、笠間ノ簱本二安達大膳ト云者有。此者ハ故玄番カ為ニ 構テ居住スト云リ。 計ニテ楯籠給フ。加藤大隅・同大内蔵ハ、岩瀬村ヲ城ノ如ニ堀ヲ # 云 ト 云 テ 、 当 世 備 中 中 松 ノ 城 主 水 谷 左 京 亮 殿 ノ 先 祖 、 百人、都宮ノ取出ニ籠置給フ。田野ノ取出ハ水谷伊勢(法名万流斉ト [中田5]、丹後ナト云老功ノ武士ヲ大将分トシテ侍二百騎、足軽四 属シ給フ。故ニ、結城ヨリ舘ノ出雲、青柳肥前、 給ヒ、田野・山本、都宮二ヶ所ノ⑤結城殿へ指上、 ニテ、角有諍論出来ヌルヲ少モ構給ハセ④ルコトハ無由儀也ト恨 一家紀氏也。笠間モ宇都宮ノ簱本ナレハ、互ニ傍輩ノ如クナル間 詔ヲ仕テ、比[®]中郡境ニ来リヌ。又、敵ノ増古殿ハ元来宇都宮ノ 当玄番トハ従弟也。 故二此コトヲ共ニ無念ニヤ思ケン、訴 其名ヲハ不覚 結城ノ幕下ニ 雑兵二千

岩瀬村ニ是ヲ聞付、二・三人駈出シケレハ、味方ハ四・五人ニ成 (63)長ラ揃ニシラ☆=ラ弓ごオバ

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

宮ノ城ヲ可乗取ト云約諾也。

磯辺宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲ®トキヲ合ケル。 磯辺宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲ®トキヲ合ケル。 磯辺宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲ®トキヲ合ケル。 の、大膳指ケルト一度ニ、蚊ノ鳴立タル如ク挙合ケルソ冥加ナル。 か、大膳指ケルト一度ニ、蚊ノ鳴立タル如ク挙合ケルソ冥加ナル。 が、大膳・玄番、敵ノ軍勢ヲタブ(\ト引請、鉄炮ヲ打ケレ 然の宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲのトキヲ合ケル。 磯辺宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲのトキヲ合ケル。 磯辺宮ニモ、漸此闘ヲ聞付ヲのトキヲ合ケル。

> 是ヲ小角豆摘ノ戦ト云リ。 又、真中村二伏タル軍勢ハ、相図ノ鉄炮ハ不聞、今ヤ遅シト侍居 ヲ相図トシテ討ヘシ」ト云テ、味方ヲ 謐ケル。然ルニ、諏訪ノ 鉄炮不聞ト云リ。源七郎ヲハ玄番宿所ニ帰テ首ヲ刎ケルト云リ。 コト、残多シト也。去ハ、其日ハ取分ヶ朝霧ノ深カリシ故ニヤ、 タル計ニテ、終ニ此戦ヲ不知シテ不起立ケレハ、都宮ノ城不乗取 誥ケレトモ、先へ落延タル兵®、其城戸ヲ閉テ防ケル故、追留ヌ。 テ、生捕ニ仕タリ。大膳ハ此戦ニ首四討捕タリト云リ。 侍®得タル心地シテ馬ヨリトビ下リ、太刀打合スルト等クトビ込 番ヲ為討ケル弟源七郎ニ出逢ケル。玄番、盲亀浮木ウドン花ノ花、 玄番衝®討伏タリ。首ヲハ下人ニ為持駈行ケル所ニ、去年、父玄 二、出雲ハ五十余才ノ男ナレトモ武勇ノ誉有者也ケレハ、暫戦テ 雲ニ渡逢テ詞ヲ替ケレバ、出雲モ玄番モ馬ヲ乗放テ太刀打仕ケル 可返ト思ノ所ニテハ、両人馬ヲ入テ駈乱テ討シト也。玄番、舘出 宮ノ城迄追討ニセシニ、敵ニ一返モ不為返ト云リ。其故ハ、敵ノ 矢®途所ヲ、味方競テ追討ニセン®程ニ、被討者不知数ト也。都 思フ比と、玄番・大膳馬ヲ入テ敵ヲ竪横ニ乗刻ケル。敵是ニ 峰・磯辺ノ宮ノ軍勢、両方ヨリ近寄テ、一町五畈斗モヤ有ラント ントセシヲ、玄番・大膳制シテ馬ヲ乗廻々、「我々カ馬ヲ入ナン 都宮迄追

> > (64)

①其→夫(金)。②衞→漸(金)。③比→此(大・金)。④セ→サ(大・金)。⑤ノ→ヲ(大・金)。⑥怪→軽(金)。⑦ヲ→テ(大・金)。⑥三本とも共通するが、「シ」とあるべき処か。⑩係→漸(金)。⑪侍→三本とも「侍」だが「待」とあるべき処か。⑪係→末(金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。⑥・大・金)。⑪・大・金)。⑪・大・金)。��・木

誥寄、己二一戦ヲ初メントセシ所ニ、敵ノ後ノ山越ニ都宮ノ方ヲ領分飯田村ヲ越テ猪野村ニ趣ヲ、敵軍モ雑兵干計ニテ出向、互ニ一⑴或時、安達大膳・屋中玄番、味方軍勢雑兵七百計ヲ卒シテ、敵ノ

依之、敵ノ軍勢足ヲ空ニ成テ 洋 リ。此時、出雲・肥前・丹後ナ

シ腹帯ヲシメケルト也。此時、味方ノ二百余人競テ敵中ニ駈入ラ

鞍立スカシ腹帯ヲシメケレハ、大膳・玄藩モ鞍立スカ

越タリ。其時大膳、玄番ト一所二成テ、畷道ヲ静ニ馬ヲ歩ヒ⑪引 捕コト四ツ五ツト云リ。其時、玄番・大膳馬ニテ敵味方ノ間ヲ乗 動ノ所ヘドツト突テ掛リケレハ、敵一支モ不為崩ケル。味方首ヲ 立ス。スカシ腹帯ヲシメ、敵ノ真中ヲ乗刻、右ノ方ノ平山ノ中段 馬ヲ入へシ。其時敵騒動セン所ヲ突テ懸リ給へ」ト云テ、大膳鞍 リケルト也。 越タリ。夫ヨリ敵モ得慕ハサリケレハ、爰ニテ軍勢ヲ謐テ引テ帰 払々々スル。敵二十・三十共集来ルヲハ、大膳馬ニテ駈破テ、右 第二静二引越セ、玄番敵ノ追来ル道ニ鑓ヲ伏テ、敵追来ヌレハ追 切畷道一筋有。上下エ廻ル道モナケレハ、可為様モナシ。然ルニ、 ベシ。所詮、後ノ軍勢不押誥間ニ、一合戦シテ可引取間、 後ノ敵軍一所ニ成ナハ悪カリナン。又不戦シテ引取トモ大勢討ル ヤウ、「アレ見給へ。敵軍後ヨリ大勢ニテ押来ル。一戦遅々シテ 見レハ、敵二千計ノ軍勢ニテ押来ル。其時、大膳、玄番ニ向テ云 ニヒラキ左ニヒラキ、爰ヲ詮度ト防ケル。其間ニ味方漸畷道ヲ引 大膳・玄番、「爰コソ我々カ討死スル所ヨ」ト云テ、総勢ヲハ次 ヲ下知シテ引。扨飯田村ヲ引越テ門毛村ノ下流ニテ、一町余ノ田 シテ引、玄番返シテ馬ヲ入ル。大膳返シテ馬ヲ入レハ、玄番軍勢 分、早々引揚ル。然トモ、敵モ烈ク追駈来所ヲ、大膳味方ヲ下知 へ廻テ、又鞍立スカシ腹帯ヲシメ、敵ヲ十文字ニ乗刻タリ。此騒

①ヒ→セ (大・金)。

大膳カ指物ハ紿二幅ニ長サ八尺ニシテ五輪ヲ黒ク、五輪ノ内ニ安村ヲ押越セリ合ケルコトアリ。然ルニ、青柳村ニモ惣構ニ大木多茂、リ、又向ニ熊野宮ト云森茂リ、其間ニニ・三間ノ道一筋有ケルニ、大膳如何仕タリケン、指物ヲ木ニ引掛テ落タルヲ不知た。其所ヲ追ツ返ツ両三度ノセリ合茂、ツ、又向ニ熊野宮ト云森茂リ、其間ニニ・三間ノ道一筋有ケ茂、ソ、又向ニ熊野宮ト云森茂リ、其間ニニ・三間ノ道一筋有ケス或時、安達大膳・屋中玄番、味方ノ軍勢ヲ卒シ、敵ノ領分青柳

①ヲ→シテ (大・金)。

ヲハ根小屋殿ニ奉リ、吾ハ歩行立ニ成テ平沢縄手ヲ引退ケルニ、アハ根小屋殿ニ奉リ、吾満足シタリ。此以後何ケ度モ大事ニ可逢戦ニ逢テ首尾能段、於吾満足シタリ。此以後何ケ度モ大事ニ可逢玄番ハ在所橋本ニ引籠テイタリケルカ、此角兵衛、大坂陣ニテ塞玄番ハ在所橋本ニ引籠テイタリケルカ、此角兵衛、大坂陣ニテ塞玄番ハ在所橋本ニ引籠テイタリケルカ、此角兵衛、大坂陣ニテ塞玄番ハ在所橋本ニ引籠テイタリケルカ、此角兵衛、大坂陣ニテ塞玄番ハ在所橋本ニ引籠テイタリケルカ、此角兵衛、大坂神温工登リ、上の根小屋殿上奉リ、大坂中玄番、老後ニハ、永井右近殿工被召出行ニ、城州淀工登リ、屋中玄番、老後ニハ、永井右近殿工被召出行ニ、城州淀工登リ、

(65)

給へ」ト語リシト云々。 ラメ。命ヲ全シテ遂高名ヨト云シハ、此所也ケンカシ。其段心得 出ル所也。最早押付我等力被引倒番ニ成ヌト思ヒ、無是非前ニ立 ダユル様ニ思ケレトモ、可為様モナク、又四・五間行ハ広キ畠ニ **弔合戦ヲモ仕テ本望ヲハ達ツレ。其方ハ若者也。角有働コソナカ** 不語。去ハ武士ハ強計ニテモ不成。命生タレハコソ、次ノ年親ノ 様ナシ。然トモ、人モ不知之コソ、其沙汰モ其方ナラテ終ニ人ニ 意ナルニ、覚有振舞、臆病ナル働、 退テ、希有ノ命ヲ 助 ケル。今是ヲ思テ味方ヲ助ルコソ武士ノ本 リ。夫ヨリ広ミユ®出ケレハ、吾自躰達者ニハアリ、人先ニト引 又先ナル男ヲ引倒シ、先エ抜出筋違ニ一間計飛テ、畠岸ニ飛付タ タル男ノ上帯ツカンテ引倒シ、先へ抜出、彼男ノ首ヲ敵ノ捕間ニ、 次第二被討テ最早我後二二・三人ニ成タリ。是ハ如何スヘキトモ テ首ヲトレトモ、一人トシテ返シテ戦者ナク首ヲ被捕ケル。故ニ、 ハカ不行ケレハ、 殊更五月末ナレハ深泥ナリ。道ハ細シ。先へ退行者共急トスレト **ヲクレ軍ニテ有ケレハ、我後ニモ何十人カ有ンニ、両方ハ深田ノ、** 敵追誥、味方ノ具足ノ上帯ヲツカンテ、引倒シ 於」今面目ナク、兎角ヲ可云

①ユ→ヱ (大)、ニ (金)。